

琉球大学学術リポジトリ

「教育法」授業実践報告： 八重山の教科書採択問題を中心に

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2017-03-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐久間, 正夫, Sakuma, Masao メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/36448

「教育法」授業実践報告

—八重山の教科書採択問題を中心に—

佐久間正夫

Research on Teaching Practical Observance of Education Law —Focusing on the Adoption of Textbook in Yaeyama—

Masao Sakuma

はじめに

本稿は、琉球大学教育学部において、筆者が担当する「教育法」の授業実践報告を目的としている。

今年度（2012年度）から全面実施された中学校学習指導要領との関連で、昨年、全国的に教科書採択が行なわれた。その際、沖縄においては、石垣市・竹富町・与那国町といった、1市2町から成る八重山採択地区で、中学校の「公民」教科書をめぐり、1種類の教科書を採択できないという事態が起きた⁽¹⁾。具体的には、石垣市と与那国町が育鵬社版の「公民」教科書を採択し、竹富町は東京書籍版のそれを採択した。この問題は、教育法に密接に関わる問題であり、したがって、筆者は、昨年度の後学期の「教育法」の授業で、この教科書採択の問題を取り上げた⁽²⁾。

本報告では、琉球大学で筆者が担当する「教育法」の授業構想と授業実践を、八重山の教科書採択問題を中心に報告を行なう。以上をとおして、受講学生の教育法に対する興味・関心の度合いも明らかにする。なお、今回の八重山の教科書採択の問題に関する経緯やその内容、教育法といった観点から見た問題点や課題の詳細な解明については、本稿では取り上げていないことを、あらかじめお断りしておく。

1. 教職科目における「教育法」の制度的位置

(1) 教育職員免許法上の「教育法」の位置づけ

教職課程においては、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」が課されている。筆者が担当す

る「教育法」は、教職課程に課される「教職に関する科目」に位置づけられる科目である。「教職に関する科目」について、その単位の修得方法を規定した教育法規は、教育職員免許法施行規則第6条である。この規定の別表第一には、幼・小・中・高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の、「教職に関する科目」の単位修得方法が定められている。

別表第一には、「教職に関する科目」の名称や最低修得単位数が、幼・小・中・高等学校教諭の各免許状の種類ごとに示されている。「教職に関する科目」は、第2欄（教職の意義等に関する科目）、第3欄（教育の基礎理論に関する科目）、第4欄（教育課程及び指導法に関する科目）（生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目）、第5欄（教育実習）、そして第6欄（教職実践演習）から構成されている。第3欄の教育の基礎理論に関する科目は三つに区分され、その中の一つに、その科目に含めることが必要な事項として、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」が挙げられている。

一般に、教育法は教育に関わる特別な法律のことをさす。教育基本法や学校教育法などが、その代表的なものである。これらの「法」で創出されているものは、「制度」と呼ばれる。したがって、教育「法」を根拠につくられているものは、「教育制度」という。「教育法」の授業では、学校教育を「教育に関する特別な法律」という側面から見ていくことに、主眼を置いている。例えば、受講生のほとんど誰もが過ぎてきたと言える、現

行の「義務教育制度」を授業で取り上げるとすると、戦後の新しい義務教育制度が登場した「社会的」な背景を把握したり、戦前の義務教育制度との比較から、現行義務教育制度の「制度的」な特徴を理解したりする。また、戦前から戦後への義務教育制度の変化は、国の教育「経営」といった点から見ると、どのような歴史的な意義を有するかを理解したりする。義務教育制度に限らず、筆者は「教育法」の授業で取り扱うどのテーマも、こうした「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を含んだ内容で構成し、授業計画を立てている。

以上述べてきたように、筆者が担当している「教育法」は、法制度的には、教育職員免許法施行規則第 6 条別表第一の第 3 欄（教育の基礎理論に関する科目）に位置づく「教職に関する科目」である。

(2) 琉球大学における「教育法」の位置

先に述べてきたように、筆者担当の「教育法」は、法制度上、教育の基礎理論に関する科目に位置づけられ、科目の内容には、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項を含めることが必要であるとされている。これについて、琉球大学教育学部では、どのような授業科目が設定されているのだろうか。授業科目名を挙げてみよう。これに該当する授業科目は、「教育行政学」（教職 212）、「教育法」（教職 211）、「学校社会学」（教職 213）、「社会教育概論 I」（全教 214）、「教育社会学」（全教 215）、「教育の社会史」（全教 216）の、全部で 6 つである。

この間、教職課程の課程認定の変更が行なわれ、2010（平成 22）年度入学学生より、小学校教職課程と中・高等学校教職課程が区分され、「教職に関する科目」も二つの教職課程に分けて、提供されることとなった。上記の授業科目について言うと、「教育行政学」（教職 212）、「教育法」（教職 211）、「学校社会学」（教職 213）といった、科目番号に（教職）が付けられている授業科目は、小学校教職課程で提供され、「社会教育概論 I」（全教 214）、「教育社会学」（全教 215）、「教育の社会史」（全教 216）のように、科目番号に（全教）の付いた授業科目は、中・高等学校教職課程で提

供される。筆者が担当する「教育法」は、小学校教職課程における「教職に関する科目」という位置づけになる。

2. 「教育法」の授業計画及び授業実践

すでに述べてきたように、「教育法」は、琉球大学においては、「教育の基礎理論に関する科目」のうち、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項を含んだ授業科目に位置づけられている。受講年次は 2 年次から 4 年次が対象であり、小学校教職課程の学生は、「教育法」「教育行政学」「学校社会学」の 3 科目の中から 1 科目が必修となっている。授業内容は、「公教育の基本理念・原理・歴史を法的側面から概説する」⁽³⁾とした。

筆者が担当した 2011（平成 23）年度後学期「教育法」は、登録者は 109 名（教育学部 80 名、法文学部 10 名、理学部 18 名、農学部 1 名）である⁽⁴⁾。以下では、この授業について報告を行なう。

(1) 授業計画の作成にあたり留意してきた点

改正教育基本法案が国会に提出された 2006 年度頃から、筆者は毎学期、担当する教職に関する科目などの授業で、教育基本法に対する学生の基礎知識を問うアンケート調査を行なってきた⁽⁵⁾。教職を志望しているか否かに関わらず、教職課程で学ぶ学生にとって、教育の憲法と称される教育基本法の内容などを知っていることは、必須であろうと考えるからである。

筆者は昨年（2011 年）の後学期、「教育法」の第 2 回目の授業（10 月 18 日）の際、教育基本法に関する基礎的事項を問うアンケート調査を行なった。実施したアンケート調査の結果を、簡略に紹介することにより、受講学生たちの教育基本法についての基礎知識の理解度を見てみよう。当日の受講者は 98 名である。

・教育基本法という法律名について、聞いたことがあるかどうかについては、「はい」が 92 名（93.9%）で、「いいえ」が 6 名（6.1%）であった。教職課程で学ぶ 2 年次以上の学生たちであり、また、受講生の多くは 1 年次の時、「教職の意義等に関する科目」⁽⁶⁾や「教育の基礎理論に関する科目」のうち、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」についての授業科目⁽⁷⁾な

どを履修してきており、教育基本法を学ぶ機会があるため、当然の結果であると言えよう。実際、教育基本法という法律をどこで知ったかに関しては、「大学の講義で」が68名(69.4%)で最も多く、「小・中・高校で」(52名:53.1%)や「新聞、テレビ等のマスコミで」(29名:29.6%)を大きく引き離している⁽⁸⁾。

ところが、教育基本法の内容については、「とても知っている」「やや知っている」を合わせて2名(2%)、「あまり知らない」「全く知らない」を合わせて96名(98%)、という結果である。教育基本法がいつ公布・施行されたかに関しては、正解は1名、また、何条から構成された法律であるかについては、正解は0名であった。教育基本法をどれくらい読み込んでいるかを見るために、条文のキーワードを尋ねたが、これも正解は0名であった。アンケート調査では、教育基本法の内容に関わって、いつ公布・施行されたか、条文の内容の特徴は何か、などの基礎的知識を尋ねたわけであるが、毎学期、凡そ上記と同様の結果が得られている。教職課程で学んでいる学生たちであるから、教育基本法という法律名は知っている。しかし、その内容などに関しては、基礎的事項を押さえている学生はほとんどいないという、履修授業の理解度が十分ではないという実態がうかがえる。

このアンケート調査によると、教職課程で学ぶ2年次以上の学生は必ずしも、教育の憲法と称される教育基本法に関してさえ、基礎的知識は十分ではないと言えよう。このような点を踏まえて、筆者は、教育基本法の成立に関わる背景や経緯を取り扱った資料及びビデオ教材などを用い、教育基本法を具体的にイメージできるような授業計画を立て、実施してきている。

(2) 授業の具体的な計画と授業実践

以下に、実際に行なった授業の内容と、それに関連して配付した資料や視聴したビデオ等を書いておく。

第1回 「教育法」は、どのようなことを学ぶ授業科目でしょうか(オリエンテーション、授業計画の説明、「教育法」と憲法第26条との関係:ビデオ:映画「学校」)

第2回 「公教育」の基本原則(1)(日本国憲法第26条と「教育法」との関係:ビデオ「夜間中学校とは?」)

第3回 「公教育」の基本原則(2)(日本国憲法第26条と「教育法」との関係)

第4回 「公教育」の基本原則(3)(八重山の教科書採択問題を素材に:ビデオ:「八重山の教科書採択問題」(NHK きんくる))

第5回 「公教育」の基本原則(4)(八重山の教科書採択問題を素材に:ビデオ:「八重山の教科書採択問題」(NHK ニュース))

第6回 「公教育」の基本原則(5)(八重山の教科書採択問題を素材に)

第7回 「公教育」の基本原則(6)(まとめ)(八重山の教科書採択問題を素材に:関連のDVD)

第8回 「公教育」の基本原則(7)(義務教育の「無償制」について)

第9回 近年の学校教育をめぐる重要課題と教育の機会均等原理(1)(ビデオ:「義務教育が危ない」)

第10回 近年の学校教育をめぐる重要課題と教育の機会均等原理(2)(ビデオ:「ワーキングプア」)

第11回 近年の学校教育をめぐる重要課題と教育の機会均等原理(3)(ビデオ:「ワーキングプアII」)

第12回 近年の学校教育をめぐる重要課題と教育の機会均等原理(4)

第13回 レポートの書き方

第14回 戦前の教育と教育法制(1)(教育勅語と教育立法の勅令主義:ビデオ:「二つの教育改革」)

第15回 戦前の教育と教育法制(2)(教育勅語と教育立法の勅令主義、及びその影響:ビデオ:「戦争の時代を生きた人々」)

授業の目標と内容は、大要、次のようなものである。まず、基礎編として、「公教育の基本原則」をテーマに、現行教育基本法制の基本的枠組みを押さえる。その際、現在の教育基本法制がどのように成立してきたか、その歴史を概観する。教材等に制約があるが、できる限り、夜間中学校や就学援助制度などの具体的な教育制度を取り上げ、

そのような教育制度の存在と教育法とが密接に関連していることを、受講生に把握させる。以上をとおして、受講生が過ごしてきた小・中・高等学校を初め、一般に教育制度・学校制度の仕組みや意義等を教育基本法から出発し、他の関連する教育法も併せて、理解することができるようになる。

次に、応用編として、教師の教育実践や現実の教育制度改革などを取り上げ、教育法という側面からアプローチし、その問題点や課題を説明することができるようになる。筆者は近年、「教育法」の授業の際には、基礎編と応用編という二つの点を意識し、授業の展開を構想してきている。

3. 「教育法」における八重山の教科書採択問題

ここでは、筆者が「教育法」の授業の中で、八重山の教科書採択をテーマに、どのように授業実践を行なったかを述べていく。

(1) 授業計画と授業実践への経緯

先にも述べてきたように、筆者が昨年の「教育法」の授業において、八重山の教科書採択問題を取り上げたのは、第4回から第7回の授業までの4回である（授業の進行状況により、実際には第5回から、本格的に開始したことになる）。例年であれば、授業の後半部分で4回ほど、応用編として、「教育制度改革と教育法」をテーマに、実際に義務教育段階で起きている重要教育問題を取り上げ、教育法といった観点から検討を行なうという授業方法を採用してきた。しかしながら、昨年度の後学期については、当初の予定を変更し、授業の前半部分で、応用編としての内容である、八重山の教科書採択問題を取り上げることにした。授業で提示した資料（「教育法」講義資料No.12：【八重山教科書採択に関わる経緯】⁽⁹⁾）からわかるように、8月に入ると、『沖縄タイムス』『琉球新報』といった地元二紙には、ほとんど毎日のように、この問題が紙面で大きく取り上げられてきた。後学期が開始し、「教育法」の担当者としては、こうした動きを看過することができなくなり、シラバスの授業予定を変更し、八重山の教科書採択問題を取り上げた。

以下では、授業のアウトラインが記してある講

義メモ等⁽¹⁰⁾から、八重山の教科書採択をテーマに、実際に行なった授業の概要等を述べていく。

(2) 八重山の教科書採択に関する状況などの把握

筆者のこれまでの教職経験によれば、学生たちはアルバイトなどのため、意外に新聞やニュースなどに接していないようである。そこで、「八重山の教科書採択問題」のテーマに入った際、まずは資料中心の授業構成にするのではなく、ビデオ教材を用いることにした。「八重山の中学校公民の教科書採択」に際して、実際にどのようなことが起きているかを把握するため、NHK きんくる「八重山の教科書採択問題」（2011年10月21日放送）や、NHK ニュースウオッチ9より、全国放送されたニュース（2011年10月25日）なども取り上げ、受講生にこのテーマに興味・関心を持たせるよう努めた。

後学期の最後の授業（2012年2月7日）の際、八重山の教科書採択問題に関する小アンケート調査を実施することができた（78名提出）。アンケート調査の【1】で、「八重山の教科書採択問題について、この『教育法』の授業で取り上げました。あなたは、後学期のこの『教育法』の授業を受ける前に、八重山の教科書採択問題が起きていることを知っていましたか」と尋ねたところ、「よく知っていた」「やや知っていた」を合わせて40名、「あまり知らなかった」「全く知らなかった」を合わせて38名、という結果が得られた。厳密なアンケート調査ではないが、「学生たちは…意外に新聞やニュースなどに接していないようである」との筆者の予想は、大体当たっていたと言えよう。半数くらいの受講生が、マスコミで連日、大きく報道されていた「八重山の教科書採択問題」を、必ずしも把握していたわけではなかった。

(3) 「教科書採択」制度とは何か

一般に、学校において、どの教科書を使うかを決めることを、教科書採択という。「教科書検定」制度という用語と比較すると、おそらく、「教科書採択」制度というそれは、教職課程で学ぶ学生にとってさえ、あまり馴染みがなく、ほとんど聞いたことがないのではないかと思われる。この八重山の教科書採択の問題は2011年11月7日、『朝日新聞』のニュースがわからん！「教科書選び、

沖縄でもめとるなあ」においても取り上げられ、教科書採択の仕組みがわかりやすく図示されていたので、さっそく授業の教材として用いることにした。併せて、教科書の採択権、教科書の採択手順、教科書の採択地区、等々の関連の教育法規については、『教育法規便覧 平成23年版』⁽¹¹⁾から資料を作成した（「教育法」講義資料 No.17）。

上で述べたように、八重山の教科書採択に関わるビデオ教材から授業を開始し、関連する教育法規も辞典（事典）だけに限定しないで、できる限りわかりやすい解説の資料を準備し、授業の導入を行なった。

(4) 育鵬社『新しいみんなの公民』教科書の分析

育鵬社『新しいみんなの公民』教科書については、その内容に対して、これまでに種々の問題点が指摘されてきている⁽¹²⁾。そこでまず、受講生には、実際に教科書を提示し⁽¹³⁾、いっしょに読み合わせ、教科書の記述のどこが問題であるかを考えさせることにした。取り上げた内容は、主に大日本帝国憲法と、それとの関連で日本国憲法に関わる記述の部分である⁽¹⁴⁾。以下は、筆者による『新しいみんなの公民』教科書分析である⁽¹⁵⁾。

①「大日本帝国憲法」に関する記述（第2章 私たちの生活と政治）

『新しいみんなの公民』の40頁には、「この憲法は、アジアで初めての本格的な近代憲法として内外ともに高く評価されました」、「昭和に入り、国際情勢の変化によって危機感を強めた軍部が、憲法の不備について政治への介入を強め、戦時体制が整えられるなどした結果、〔大日本帝国〕憲法の理想は、大きくそこなわれていきました」と述べられている。「この憲法は、アジアで初めての本格的な近代憲法」、「内外ともに高く評価されました」とされているが、このような事実があるのかどうか、疑問である。例えば、手元にある『岩波日本史辞典』（1999年）や『日本史広辞典』（山川出版社、1997年）には、大日本帝国憲法について、そうした記述や評価はなされていない。このように、『新しいみんなの公民』では、大日本帝国憲法が、非常に美化されているという印象を受ける。

②「日本国憲法」の成り立ちに関する記述（第2章 私たちの生活と政治）

『新しいみんなの公民』の41頁では、「連合国軍最高司令官マッカーサーは、日本の憲法の改正を政府に求め、政府は大日本帝国憲法をもとに改正案を作成しました。しかし、GHQはこれを拒否し、自ら1週間で憲法草案を作成したのち、日本政府に受け入れられるようきびしく迫りました」と書かれている。日本国憲法の成り立ちについて、GHQの押し付け憲法という側面を強調しているように思われる。これまでの研究によれば、GHQは民間の研究者らの憲法案を参考に草案を作成し、日本政府に示したとされているが、こうした事実については全く述べられていない。

日本国憲法の成立経緯などについては、近年、時間的にも空間的にもより広い視野からとらえ直すようとする研究が進んでいるようである。それによると、生存権や義務教育の無償化など、日本側からの修正によって盛り込まれた条項が多い、ということが明らかにされてきているが、こうした点に関しては、全く触れられていない。

受講生には、この教科書の分析という作業は、難しかったようである。受講生と資料を読み合わせる時間が十分に取れなかったという事情もあったが、自分たちが使用してきた教科書を読んで、どこが問題点であるのか、という筆者の問いに、学生は困惑したようである。これには、どうも教科書に対する意識の問題があるように思われる。何人かに指名をして気がついたことだが、学生には、「教科書は正しいもの」「教科書は覚えるもの」といった認識があり、特に数年前に大学入試を経験してきていることを考えると、学生がいわゆる「教科書」を絶対視することは、当然であるかもしれない。

以上述べてきたように、実際の授業では、『新しいみんなの公民』教科書の内容については、十分に検討することができなかったが、教育法・教育制度的な側面から、八重山の教科書採択問題に迫ることにした。その概要を、「教育法」講義資料などにに基づき述べていく⁽¹⁶⁾。

(5) 八重山の教科書採択に係る教育法的分析

八重山の教科書採択に関わっては、大要、四つの段階があると言え、今回の教科書採択における教育法的な問題点が浮き彫りになってくる。授業では、このような点に関わって、教育法的な側面から説明を行なった。

第一は、八重山採択地区協議会の答申の位置づけに関わる問題である。第二に、沖縄県教育委員会の指導・助言のもと、石垣、竹富、与那国の3市町の全13名の教育委員が、中学公民教科書の1本化に向けて行なった協議についての問題である。第三に、教科書採択はどのようになされなければならないか、といった教育委員会制度のあり方に関わる問題である。そして最後に、この間の文部科学省の対応に関する問題である。以下、これらの四つの点について、授業の概要を簡略に述べていく。

①八重山採択地区協議会の答申の位置づけ

2011年8月23日、八重山採択地区協議会は、「新しい歴史教科書をつくる会」系の育鵬社版の公民教科書『新しいみんなの公民』を選定し、答申とした。教科書採択の過程における、採択地区協議会の答申は、教科書採択にあたり、一般に法的な拘束性を持たない。授業では、八重山採択地区協議会の「答申」に至るまでの問題点、例えば、協議会の委員が実際には教科書を読んでいないという実態や、協議会が教科書調査員の報告を尊重していないなど、教科書採択制度における八重山採択地区協議会のあり方の問題点を取り上げた⁽¹⁷⁾。

②沖縄県教育委員会による指導・助言

石垣、竹富、与那国の3市町の全13名の教育委員は9月8日、中学公民教科書の1本化に向けて協議し、育鵬社版の公民教科書を多数決で不採択にした。そして、全教育委員は東京書籍版公民教科書を多数決で採決し、沖縄県教育庁はその採択を「有効」とみなした。

この9・8「協議」は、「教科書無償措置法」第13条第4項に基づいて行なわれたものである。「協議」の場において、沖縄県教育庁の狩俣義務教育課長は、以下のように発言し

ている。これは、「教育委員全員による協議」の性格について述べられたものであり、重要な発言である。

「それぞれの教育委員会が、協議を行なうのです。この場を〔教科書無償措置法第13条第4項に基づく〕『協議』の場としていただきたいのが、教育委員会の指導・助言なのです」。

授業では、9・8「協議」の教育法的な意味や、実際の「協議」の場の映像資料⁽¹⁸⁾を視聴し、今回の教科書採択にあたり、どのような点が問題であったかを受講生に把握させた。

③教科書採択のあり方

教科書の採択は、日本国憲法第26条に明記されている、一人ひとりの「教育を受ける権利」を保障すべく、行なわれなければならない。教育委員会は教育行政の機関であり、教育行政の基本的責務は、教育の条件整備にあると言える（1947年教育基本法では、第10条が相当条文。2006年教育基本法は、第16条が該当条文）。したがって、教科書採択に当たって、教育委員会が行なわなければならないことは、教科書を実際に使用する教師や子どもたちを初めとして、親や地域住民の意思を的確に把握し、それを反映するような教科書採択の条件整備をするということであろう。

一般に、行政解釈では、教科書採択の権限は教育委員会にあるとされているが、教育委員会が、いわゆる独断や恣意的に教科書採択を行なっても良い、ということにはならない。教育委員会制度の理念に即して、教育委員会は教科書採択の権限を行使しなければならない。

このように、学生には、教育委員会制度の理念に即して、今回の教科書採択に際する問題点を考えさせた。

④文部科学省の対応

中川文部科学大臣（当時）は、八重山採択地区協議会が2011年8月23日に提出した答申を有効とし、また、9月8日に行なわれた、八重山地区の13名の教育委員全員による協議を無効と判断した。また、八重山採択地区

協議会が答申した、育鵬社版とは異なる東京書籍版の公民教科書の採択意向を示している竹富町について、中川文部科学大臣は「教科書の無償給与の対象にならない」とした。こうした文部科学省の対応について、受講生には、日本国憲法第26条や、地方教育行政の組織及び運営に関する法律から、問題点を理解させようとした。

以上の点について、受講学生たちは実際、後学期末課題レポートの中で、どのように考えを深めたのだろうか。以下では、それを見ていく。

4. 教育法への関心—八重山の教科書採択問題を中心に

筆者は毎学期末、講義のまとめとして、受講生に課題レポートを課してきている。課題は、授業で扱った、教育法に関する以下の内容から、あなたが関心をもったものを一つ選択し、それについて調べたことを具体的に論じ、教育法といった観点から考察も加えなさい、というものである。昨年度後学期には、大要、①1947年教育基本法、②2006年教育基本法、③八重山の教科書採択問題、④教育の機会均等と就学援助制度、⑤戦前の教育と教育法制（副題は省略）、という内容を取り上げた。

以下では、③八重山の教科書採択問題について、学生が書いたレポートをもとに、筆者が授業で検討を行なった、八重山採択地区協議会の答申の位置づけ、教科書採択のあり方、文部科学省の対応、などに関して、学生がどのように認識したのか、学生の教育法に対する興味・関心の度合いを示してみる。

なお、受講登録者109名中、課題レポートを提出した学生は103名であり、そのうち、八重山の教科書採択を取り上げた学生は約4分の1の23名であった。この課題でレポートに取り組んだ学生が、意外に多かったような印象を受けた。

(1) 八重山採択地区協議会の答申の位置づけ—答申が出される経緯

これについては、八重山採択地区協議会の動きを調べ直し、地区協議会が行なった教科書採択の手続きに問題があるのではないかとしたレポー

トがいくつか見られた。若干ではあるが、以下に関連部分を紹介しよう。

「石垣では、歴代の教育長、地区PTA連合会、現場の多くの教員が育鵬社版を答申しないように要請した。教科書調査員も一人も、育鵬社版を推薦しなかった。ところが、協議会は教科書名も挙げず話し合い、わずか5分程度で育鵬社版を答申した。（中略）〔育鵬社版に〕賛成した委員は、〔DVD映像資料によれば〕教科書をまともに読んでいなかった。教科書をつつひとつ読んでから〔答申作成を〕やりなさいというのはできない、実は大変申し訳ない話ですが、〔私は教職経験もなく〕調査員の報告書を見るのがほとんど、〔教科書を〕読まんといかんのかね…、こうした協議会委員の驚くべき発言をVTRで知り、八重山採択地区協議会の教科書採択のあり方に驚いた。〔中略〕」

「石垣市の玉津博克教育長が、教科書選定の際、教科書の順位づけをなくし、教科書選定の協議会委員の無記名投票を行ない、教科書調査員から推薦のない教科書を答申した。沖縄県内の他の採択地区では、教科書を順位づけし、2～3冊の推薦された教科書の中から協議会で選定するところが多い点と比較すると、その制度の違いが際立っている。育鵬社の教科書がなぜ選ばれたのかの説明もなされていない。これが、問題の発端の一つであり、問題を長引かせている原因の一つになっていると考える（後略）」。

(2) 教科書採択のあり方—教育法的な問題点

八重山の教科書採択の問題について、教科書採択の法制度自体に問題があるのではないかと、教育法的な側面から調べ直してみたレポートが、結構見られた。授業題目が「教育法」であるから、当然かもしれない。

「（前略）そもそも、制度自体に何も問題がなければ、こうした問題は起こらず、これ程までに問題が長引かないのではないかと考えるようになった。本レポートでは、教科書採択制度自体に問題点はあるのか、あるとすれば、どのような点が問題なのか調べていきたい（以下、教科書採択制度に関連する教育法規を挙げ、その関係などを探ろうとしている）。これらの法律の中に、矛盾しているものがある。それは、教科書無償措置法と地

方教育行政法である。〔以下、関連の条文を挙げ、八重山地区について具体的に検討し〕教科書無償措置法では、採択地区内で同一の教科書を採択する義務があり、地方教育行政法では、各教育委員会に教科書の採択権限があるとなっている。これらから、この二つの法律の規定は、矛盾していると言える。〕

この学生は、教科書採択に際して、教科書無償措置法と地方教育行政法という二つの法律が同時に存在することに対し、矛盾しているのではないかと、とこだわりを見せていると言える。ここで、一般法と特別法を持ち出し、次のようにレポートを続けていく。

「今回の検証から、次のようなことがわかる。教科書無償措置法と地方教育行政法において、公民の教科書採択は八重山地区協議会が行なうのか、それともそれぞれの市町の教育委員会が行なうのかについて、法律の内容そのものには矛盾があるものの、特別法は一般法に優先するという法理論から、法的には教科書無償措置法が優先されるため、教科書採択制度自体の法律に問題はない（後略）。

この学生は、教科書採択にあたっての、教科書無償措置法と地方教育行政法の矛盾に、自分なりにこだわり続けたのだが、最後の結論が曖昧になったようである。教科書採択に関連する法規で、教科書無償措置法と地方教育行政法の規定は矛盾するため、法的な整備が必要であろう。

(3) 文部科学省の対応—憲法第26条の無償の範囲

八重山採択地区協議会の答申に沿わない教科書を採択した竹富町に対して、文部科学省は、教科書無償措置法を基に、竹富町への無償給付を行なわないとした。こうした措置に対しては、日本国憲法第26条第2項「義務教育は、これを無償とする」の判例研究を行ない、改めて、文部科学省の対応を自分なりに検討したレポートがあった。

「判例によれば、憲法第26条第2項の無償の範囲は、授業料のみと解されている。よって、憲法を根拠に教科書の無償給付を導くことはできないのではないか、と感じた」。

文部科学省が竹富町に対してのみ、教科書の無償給付を行なわないという方策を出した際、沖縄

県内では、文部科学省の措置を「憲法違反」とする見解が大勢を占めたといつてよいだろう。この学生は、文部科学省のやり方が本当に憲法第26条に違反しているかどうか、自ら調べた結果をレポートにしっかりとまとめ、自分なりの考えを導き出している。

「無償の範囲について調べてみると、様々な学説があることが分かった。学説は大きく三つに分けられ、無償範囲法定説、授業料無償説、就学必需費一切無償説、が存在する。（中略）今まで見てきたように、判例は教科書の無償給付は〔無償の〕範囲外であるとしているが、学説や判例などを検討した結果、憲法第26条第2項の無償には、教科書も含まれるのではないかと考える。その理由として、時代の推移や国際的動向が挙げられる（以下、この2点について検討）。（中略）国際的な視点からは、国連の経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約第13条において、締約国に対し中等・高等教育の漸進的無償化の実現を求めている。（中略）このような点から、教科書の無償は、憲法第26条第2項の範囲に含まれると考える」。

おわりに

これまで見てきたように、「教育法」の授業では、現実に起きている八重山の教科書採択の問題を取り上げ、この問題が教育法に密接に関わるものだというところから出発した。2年次の学生のレポートによれば、「私の出身が石垣島であるにも関わらず、この授業を受けるまで、この問題について全くと言って良いほど、無知だった」、「同じ沖縄県でありながら、この問題についてほとんど無知だった。いつからこの問題が始まり、何が問題点で、現時点でどのような状況になっているかなど、授業を受けるまでは全くわかりませんでした」。また、3年次の学生のレポートによると、「講義でこの問題が取り上げられるまで、全く関心を持たなかった私であるが、教師を目指す者として、何も考えずに終わってはいけない問題だと強く思い、自分なりに調べることにした」と述べられている。このように、八重山の教科書採択問題を取り上げ、課題レポートに取り組んだ学生は、問題に対する自らの無関心さ、無知さを恥じ、レポー

ト作成に当たっては、改めて自分なりに調べ直し、考えた様子がかがえる。また、教育法に対する興味・関心は、確実に高まっていると言えるのではないか。

すでに触れたように、筆者の授業形態は、資料とビデオを用いた講義という、パソコン等の機器が普及している現在、「旧態依然」と呼ばれるようなものである。しかしながら、学生の中には、この八重山の教科書採択の問題に大きく興味・関心を示し、例えば、少数ではあったが、日本国憲法第26条第2項に関わり、学説の検討を行なったものがあり、これは例年のレポートには、あまり見られないことであった。

しかしながら、授業実践報告を行なう場合、今回のように最終レポートの分析だけにとどまらず、授業ごとにきめ細かに小課題やアンケート調査などを実施し、学生の意見や感想などを整理し、それを取り入れる必要があることに気がついた。今後の課題としたい。

【注】

- (1) これは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条に関わる。
- (2) 本稿では、一般に教育法規と呼ばれているものを、教育法と記している。また、教育法一般と区別するために、筆者が担当している授業科目名を、「教育法」と記している。
- (3) 例えば、『琉球大学学生便覧（平成24年度）』219頁。
- (4) 2011（平成23）年度後学期の「教育法」は、課程認定変更前の2009（平成21）年度入学学生（他学部の3年次以上の学生）が受講生として含まれている。
- (5) 筆者担当の教職科目である「教育行政学」でも、同様のアンケートを行なっている。また、筆者が所属する教室の専門科目（「教育経営学」）でも、本アンケートを実施することがある。実際に行なったアンケート調査用紙は、【資料1】のとおりである（B5用紙で1枚）。
- (6) 琉球大学教育学部では、この授業科目を「教職研究」という授業科目で提供してきている。
- (7) 琉球大学教育学部では、この授業科目を「教育原理」という授業科目で提供してきている。
- (8) アンケート結果について、若干、分析しておこう。「大学の講義で」の場合、具体的には「教育原理」（30名）、「教育課程」「教育方法」（12名）、「憲法概論」（11名）、「教職研究」（6名）などの授業科目で、教育基本法を学んだことが挙げられている。
- (9) なお、「大学の講義で」を選んでなく、「小・中・高校で」（19名：19.4%：高校日本史、公民など）のみを選んだ受講生も見られる。この結果を正直に受けとめると、約2割の学生たちが2年次の後学期まで、大学の教職課程で教育基本法を学んだ覚えがないと回答しているわけであり、こうした学生たちは大学の教職課程でどのような学び方をしてきたのだろうか、不安を覚えるのは筆者だけであろうか。
- (10) 「新聞、テレビ等のマスコミで」を選んだ受講生が約3割であり、数値的には比較的多かったように思われるが、この結果については、筆者には少し疑問な点がある。なぜなら、昨年度後学期の授業開始の直近の半年に限ってみても、教育基本法という法律それ自体が、新聞やテレビ等のマスコミで大きく取り上げられたことは、ほとんどなかったように思われるからである。現大阪市長である橋下徹氏の「教育基本条例案」や、2012（平成24）年度からの中学校学習指導要領の全面实施による、「武道の必修化」などがマスコミで取り上げられた際、教育基本法は、これらとの関連でわずかに触れられたにすぎない。アンケート調査では、教育基本法が具体的にどのような場面で、「新聞やテレビ等のマスコミで」取り上げられたかを尋ねるべきであったかもしれない。
- (11) 八重山の教科書採択に関わる経緯について、主に『沖縄タイムス』『琉球新報』に基づき、筆者が作成した資料（「教育法」講義資料No.12）を、授業では配付したが、スペースの都合により、本稿では割愛せざるを得なかった。

- (10) 筆者は毎授業の際、本時の目的等を示した講義資料を、できる限り、B5用紙1枚におさまるように作成している。【講義メモ】には、前時の授業で押さえた概要を述べ（復習）、そして、【1】本日の課題へとつなげている。例えば、第5回の授業のアウトラインを記した講義資料は、【資料2】を参照のこと。
- (11) 窪田眞二・小川友次『教育法規便覧 平成23年版』学陽書房、2011年、499-501頁。

(12) 育鵬社の教科書は、戦前の政治や教育への回帰をめざす「日本教育再生機構」（八木秀次理事長）と、同機構が事務局となっている「教科書改善の会」がつくっている。「日本教育再生機構」は、「歴史と伝統を否定する『戦後教育』が、60年以上にわたって深く国民の心と体を蝕み」と述べ、1947年に公布・施行された教育基本法の理念に基づく戦後の民主的な教育を攻撃の対象にしている。このように、「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「つくる会」と略記）の動きは重要である。

「つくる会」は1996年8月、創立の準備が始められ、翌年、創立総会が行なわれた。「つくる会」は2001年と2005年に、扶桑社から中学校の歴史と公民の教科書を出している。このような「つくる会」や「日本教育再生機構」、自民党の国会議員らの動きなどについては、例えば、佐藤広美『「つくる会」系歴史教科書問題』教育科学研究会編『教育』国土社、No.790、2011年9月号、75-76頁、山本直美「杉並区の教科書採択をめぐる」同、82-87頁、に詳しい。

(13) 『新しいみんなの公民』（育鵬社）より、「大日本帝国憲法と日本国憲法」40-41頁、「憲法改正」50-51頁、の部分を抜粋し、講義資料を作成した。「教育法」講義資料No.10, 11。

(14) 『新しいみんなの公民』（育鵬社）の内容に関しては、憲法についての記述に対し、憲法学者を初めとして、種々の問題点が指摘されている。この点について、例えば、弁護士の真境名光氏は、「憲法はGHQ（連合国軍総司令部）からの押し付けだということを、教えるなんてとんでもない。これを中学生に植え付けていくわけだから、恐ろしいと思った」、こうしたことを学校教育で教え込んでいこうとするあたりに、「日本の新しい動きのもくろみがありありと浮かんでくる」と述べている。「八重山教科書問題 座談会」2011年9月11日付『琉球新報』。

(15) この部分の記述については、筆者が2011年11月17日（金）に行なった講演「八重山の教科書採択に関する問題点」（於 石垣市健康福祉センター）での資料をもとにしている。

(16) この部分の記述に関しては、筆者が2011年11月17日（金）に行なった講演「八重山の教科書採択に関する問題点」（於 石垣市健康福祉センター）での資料に基づいている。受講学生のレポートによ

れば、教科書の位置づけについて、例えば、次のように述べられている。「中学生の頃は、教科書＝絶対的に正しいもの」と捉えてしまい、教科書に書かれている内容を鵜呑みにしてしまいがちであった」。

(17) 答申に至る過程や、その位置づけなどの問題を扱った資料は、「教育法」講義資料No.14,15が相当する。これに関しては、『沖縄タイムス』『琉球新報』を初めとして、すでにいろいろなところで指摘されている。今後、会議録などの公開により、答申が出されるまでの手続き上の問題点が、一層、明らかにされるであろう。

育鵬社版公民教科書について、教科書調査員の意見は、例えば、「沖縄の米軍基地に関する記述が全くない。小さな写真のみ」など、14箇所もの懸念や注文が指摘されていた、とされている。ここで、特に重要な点は、調査員が協議会に推薦した教科書の中に、育鵬社のそれは入っていなかった、という事実である。

(18) ステーションQ「八重山教科書ニュース」（2011年8月31日、9月20日、10月12日、11月11日の各ニュース）。なお、琉球朝日放送報道部記者である中村裕氏には、本DVD資料を作成していただくなど、大変お世話になった。記して感謝したい。

【資料 1】

「教育法」ワークシート No.1

2011.10.18 [火] 担当：佐久間

所属（ ） 学年（ ）

【1】あなたは、後学期のこの「教育法」の授業を受ける前に、“教育基本法”という法律名について、聞いたことがありましたか。

「はい」と回答された方に、お聞きします。あなたは、教育基本法という法律のことを、どこで知りましたか（当てはまるものすべてに○を付けてください）。

- 1) 小・中・高校で（教科など具体的に： ）
- 2) 大学の講義で（講義名など具体的に： ）
- 3) 新聞、テレビ等のマスコミで
- 4) その他（具体的に）（ ）

【2】現行の教育基本法の内容について、お聞きします。あなたは、教育基本法の内容をどのくらい知っていますか。

とても知っている やや知っている

あまり知らない 全く知らない

【3】【2】で、「とても知っている」「やや知っている」と回答された方に、お聞きします。

①教育基本法は、何年に公布・施行されましたか。
()

②教育基本法は、何条から構成された法律ですか。
()

③教育基本法の条文について、キーワードをいくつか挙げてください。

()

【4】1947年に公布・施行された教育基本法について、お聞きします。

①後学期のこの「教育法」の授業を受ける前に、あなたは、わが国において、1947年に公布・施行された教育基本法が存在したことを、知っていましたか。

はい いいえ

②「はい」と回答された方に、お聞きします。あなたは、1947年の教育基本法という法律のことを、どこで知りましたか(当てはまるものすべてに○を付けてください)。

1) 小・中・高校で(教科など具体的に:)

2) 大学の講義で(講義名など具体的に:)

3) 新聞、テレビ等のマスコミで

4) その他(具体的に)()

③1947年教育基本法は、何条から構成された法律ですか。

()

④1947年教育基本法の条文について、キーワードをいくつか挙げてください。

()

【資料2】

「教育法」講義資料No.16

2011.11.8〔火〕担当：佐久間

◇「公教育」の基本原理(4) ◇第5回

一八重山の教科書採択問題を素材に(2) 一

【講義メモ】

前回の授業は、これまでのまとめを行なうことをとおして、「教育法」とはどのような「法」であるかを押さえました。また、応用問題として、7月頃から現在に至るまで、沖縄で大きな問題になっ

ている(昨日も、NHKニュース8:45で報道)、“八重山の教科書採択の問題”を取り上げ、これまで学んできた「公教育の基本原則」という点から検討しようとなりました。

①日本国憲法の教育条項・教育基本法・学校教育法の関係

義務教育から少し視野を広げ、受講生の皆さんが、これまでに過ごしてきた小・中・高等学校、そして大学などの教育機関は、どのような原理でつくられたものであるかを、「教育法」という側面から捉えました。資料No.4の右頁を参照。

「公教育」の基本原則・原則は、日本国憲法・教育基本法などに規定されています。これらに基づき、具体的には学校教育法で学校制度・教育制度が整備され、皆さんが学校で学んでくることができたわけです。

②「教育法」とはどのような「法」であるのか。

以上から、「教育法」は、一人ひとりの“教育を受ける権利”を、実質的に保障するために存在している「法」だと言えます。

③応用問題—八重山の教科書採択に関する問題点

NHK きんくる「八重山の教科書採択問題」2011年10月21日(金)約25分(未視聴)。八重山の教科書採択問題は、「公教育の基本原則」から見ると、どのような点が問題であるかを把握しようとなりました。前回はまず、育鵬社版の中学校公民教科書の検討を行ないました。前回資料No.10,11.

【1】本日の課題

前回に引き続き、本日も「八重山の教科書採択の問題」を取り上げ、教育法という側面から分析を行ないます。前回資料No.12,13,14,15, 本日資料No.16,17,18,19.

(1) 八重山の教科書採択に関する問題—その状況などの把握—

次のビデオを視聴することで、問題状況を把握します。NHK きんくる「八重山の教科書採択問題」2011年10月21日(金)約25分、NHK ニュースウォッチ9「八重山の教科書採択問題」2011年10月25日(火)約6分。

(2) 教科書採択制度とは?

関連の教育法に基づき、教科書採択制度の概要を理解します。本日資料No.17.

- (3) 育鵬社版中学校公民教科書の検討
点が問題であるかを探ります。
前回資料 No.10,11 を読み合わせ、どのような (4) 八重山の教科書採択の問題点 → 次回